事業番号：D-5-4
事業名：災害公営住宅家賃低廉化事業（大槌町）【補助率変更分】

事業費総額：0.47 億円（国費 0.39 億円）

事業期間：Ｒ２年度～Ｒ２年度

事業目的
　東日本大震災の被災者向けに整備した災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

事業結果
　平成 27 年度に完成した屋敷前団地から事業を開始し、令和２年度まで６年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その７／８（管理開始６年目以降は５／６）である総額 38,813 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 112 世帯の居住の安定に寄与した。

事業の実績に関する評価
① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価
○　令和５年３月時点において 136 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、本事業は有効に活用されている。
○　本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ 112 世帯の居住の安定化に寄与した。
［評価］
　上記のとおり、本事業によって、被災者が入居する災害公営住宅の家賃を入居者負担基準額まで低廉化することで、居住の安定確保に寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。
②コストに関する調査・分析・評価
○　当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月１日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づく算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を低廉化の対象としている。
［評価］
　上記のとおり、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づき、近傍同種家賃と入居者負担基準額を算定し、対象世帯と低廉金額を決定していることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。
③事業手法に関する調査・分析・評価

	想定事業期間	実際の事業期間
家賃の低廉化	令和２年度～令和２年度	令和２年度～令和２年度

○　被災地においては集中的に大量の公営住宅を整備する必要があることに鑑みて、地方公共団体の負担を軽減するため、補助率の引上げが行われており、当該補助金の活用により、被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。
○　今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き居住の安定化を図っていく。
［評価］
　上記のとおり、柔軟な事業の手法は被災者の居住の安定に資しており、事業完了後も一定期間、必要な支援を行っていくことから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局
　県土整備部 建築住宅課　電話番号：019-629-5931
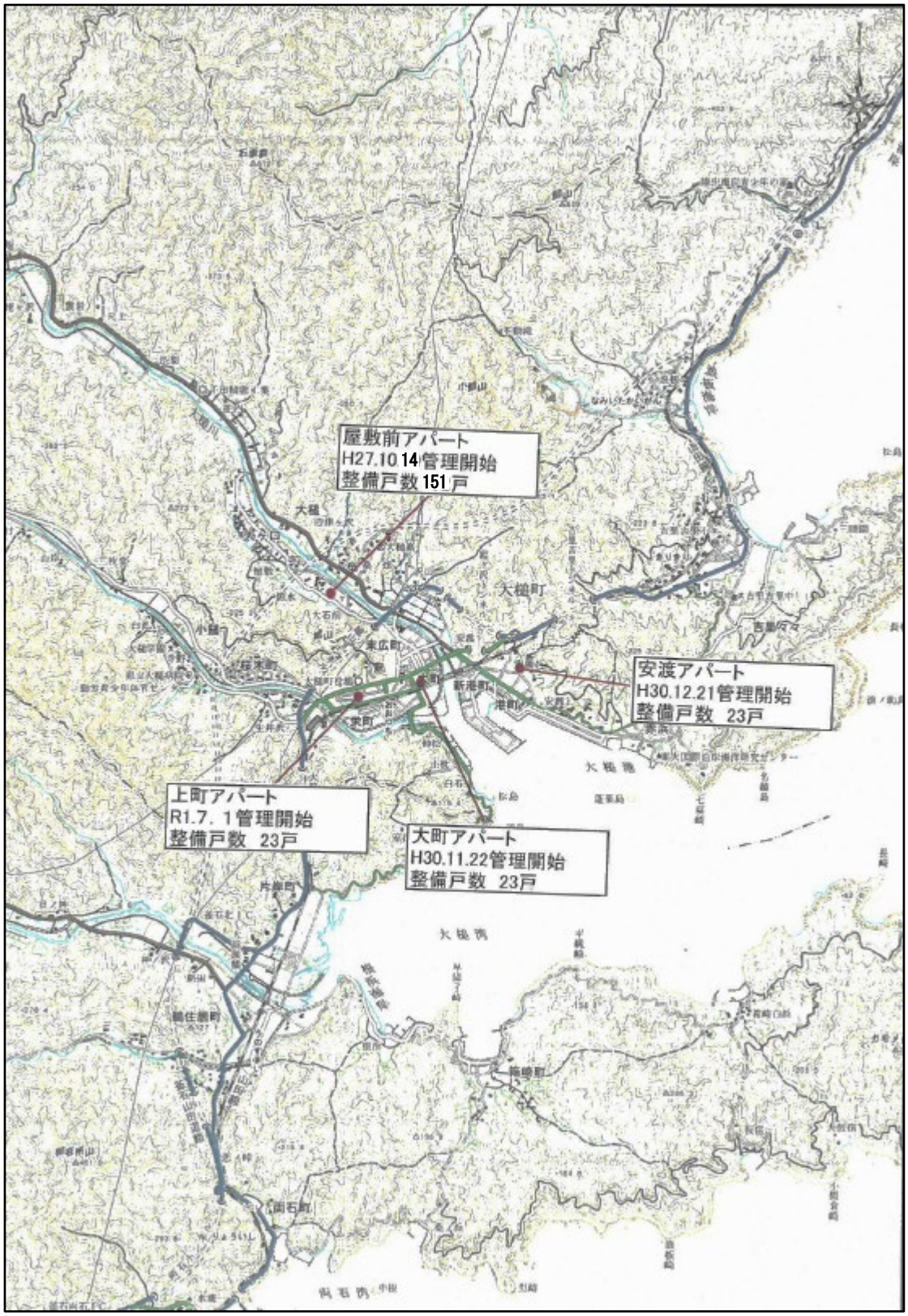
D-5-4　災害公営住宅家賃低廉化事業（大槌町）